

平成29年 第7回

仙北市農業委員会総会議事録

平成29年6月9日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成29年6月9日(金) 午前9時00分

2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (27人)

1番 高橋政敏	2番 藤村隆清
3番 野中秀人	4番 佐藤孝典
5番 平岡裕子	6番 佐藤和
7番 千葉惣永	8番 青柳良信
9番 齋藤瑠璃子	10番 佐藤二郎
11番 沢山純一	12番 門脇博美
13番 藤村紀章	14番 辻均
15番 倉橋重基	16番 大石温基
17番 佐藤善栄	18番 草薨隆
19番 山本實	20番 山手善美
21番 田村博美	22番 真崎純孝
23番 大石知	24番 糸井淳
25番 藤原由悦	26番 鈴木八寿男
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

2. 議事

(1) 議案第18号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第19号

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(3) 議案第20号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第21号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(5) 議案第22号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(6) 議案第23号

農業委員会の適正な事務実施について

(7) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 浅利 喜一郎 係長 檜尾 健

主事 伊藤 大地

7. 書記

主事 伊藤 大地

8. 議事録署名員

3番 野中 秀人

5番 平岡 裕子

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成29年第7回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は27名。欠席委員は無しです。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に1番高橋委員、5番平岡委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時3分)

議長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。5月13日から6月8日までに4名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第18号農地法第3条第の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、〇〇㎡、3条有償移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑となります。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の案件です。賃貸人は〇〇市〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑となります。賃借料につきましては10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵、期間は〇〇年となります。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、7番千葉委員より現地確認報告をお願いします。

7番千葉 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 整理番号2番につきましては、私から現地確認報告を致します。

議長 《整理番号2番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第18号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第18号農地法第3条の規定による

許可申請については許可することに決定します。(9時9分)

議長 次に議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明を求めます。

樫尾係長 議案第19号整理番号1番、農地法第4条第1項の規定による許可申請について内容の説明をします。農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は駐車場、転用理由につきましては、周辺の住宅や市営住宅などの駐車場が無いことから駐車場整備として月極駐車場として造成を行うとのこと。なお、備考欄に記載してありますとおり、追認案件となっております。こちらの経緯について後ほどご説明致します。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を4番佐藤委員からお願いします。

4番佐藤 《整理番号1番について現地確認報告》

議長 暫時休憩します。(9時12分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時24分)

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることに決定します。(9時25

分)

議長 次に議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

榎尾係長 議案第20号整理番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請について内容の説明をします。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。使用貸借権の設定になります。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、事業主である借受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、今後祖母の介護や両親の負担などを考慮した結果、祖母宅の隣接地である申請地に住居の建築を行うとのこと。備考欄に記載しているとおり仙北農業振興地域整備計画書から除外は済んでおります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を15番倉橋委員からお願いします。

15番倉橋 <<整理番号1番について現地確認報告>>

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いですので、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることに決定します。(9時30分)

議長 次に議案第21号整理番号6番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地

利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退室をお願いします。

<<17番佐藤委員>>(9時31分)

議長 説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第21号整理番号6番について説明を致します。農地の所在は、田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借再設定の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇表です。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号6番についてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いですので、議案第21号整理番号6番については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第21号整理番号6番については、適正と認めることとします。(9時33分)

<<17番佐藤委員入室>>(9時33分)

議長 次に整理番号8番を上程しますが、利害関係者の退室を求めます。

<<22番真崎委員退室>>(9時34分)

議長 説明をお願いします。

伊藤主事 議案第21号整理番号8番について説明致します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇

地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第21号整理番号8番については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第21号整理番号8番については、適正と認めることとします。(9時38分)

《22番真崎委員入室》(9時38分)

議長 次に議案第21号整理番号6番及び8番を除き、一括上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第21号整理番号6番及び8番以外の無いようについて説明をします。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件です。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号3番から22番につきましては、再設定の案件になります。

こちらにつきましては、〇〇年の期間が〇〇件、〇〇年が〇〇件、〇〇年〇〇月が〇〇件、〇〇年が〇〇件、〇〇年が〇〇件になります。賃貸借

料につきましては、10アール当たりで最低が〇〇円、最高が〇〇円、物納については米〇〇俵から米〇〇俵となっております。

次に整理番号23番から26番につきましては、農地中間管理事業による賃貸借等になります。農用地利用調整会議にて問題ないと判断されておりますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

18番草薨 議案第21号整理番号1番の〇〇さんの住所と議案第20号の5条転用案件の住所が違いますが、その理由は为什么呢。

15番倉橋 議案第20号の所有者の舅さんがお亡くなりになって、現在まだ〇〇の住所地に居住しています。〇〇の住居は現在改築中であり、今後引っ越しの予定です。

樫尾係長 議案20号、21号双方の申請段階で記載した住所が違ったと思われませんが、今回の件につきましては申請者ご本人にどちらの住所が良いのかを確認しまして、許可書の交付の際にご本人の示した住所で交付を行いたいと思います。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

4番佐藤 賃借料を物納する場合で米1俵を61.3kgと計算するのか、総額で小数点などついているのでその計算が難しいと思われるが、事務局はどのような計算で行っているのか。

樫尾係長 私の認識としましては、申請などに記載する1俵は60kgと認識しております、0.5俵は30kgとなります。実際に農家さんが物納でやり取りする際には佐藤委員がおっしゃったように61.3kgで行う場合もあるとは思いますが。それについては個々の判断となると思います。ただし申請の際に農家さんから61.3kgにしてほしいなどの要望があった場合はそち

らに対応し、申請書にも記載するように致します。

議長 他に質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第21号整理番号6番、8番を除き、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第21号、整理番号6番、8番を除く農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議なしと認め、適正と判断することとします。(9時43分)

議長 次に議案第22号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 議案第22号現況非農地証明願いに対する可否決定について説明致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿は田、現況地目は雑種地、都市計画区域内の農地となっております。面積につきましては〇〇㎡、所有者につきましては角館町〇〇にお住まいの〇〇さんです。非農地の事由としまして、平成9年から〇〇㎡のうち〇〇㎡が第1種通信事業用設備地として利用されており、残地部分の耕作が不便であることから、雑種地への地目変更の申請がおこなわれております。なお、備考にも記載しておりますが、平成〇〇年〇〇月に東北電力により地役権が設定されております。また下水道受益者負担金の賦課につきまして、市上下水道課にも確認いたしました。農地であることから賦課金につきましては徴収猶予となっており、今後宅地などに転用されるまで猶予されるということです。

次に整理番号2番です。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿は畑、現況地目は原野、面積は〇〇㎡、所有者につきましては田沢湖〇〇地区にお住まいの〇〇さんです。非農地の事由としまして、平成6年頃から原野の状態になっており、現在も雑木林となっていることから、地目変更の申請を行いたいとのことです。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告をお願いします。整理番号1番と2番については、25番藤原委員よりお願いします。

25番藤原 〔整理番号1番及び2番について現地確認報告〕

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

24番糸井 非農地にしなければならない理由があるはずですが、それについて事務局は聴取を行っているか。

檜尾係長 申請時の申請者への聴取段階では、なにか建築物の建築や造成などの計画があるとは聞いておりません。

24番糸井 例えばの話になりますが、杉などを植えたり、一時的な置き場所にしたりとする可能性があると思われるがその場合については、どうなるのか。

檜尾係長 その心配はあると思われれます。ただし総会議案の備考にも記載しておりますが、東北電力による地役権の設定が成されております。この地役権につきまして、東北電力秋田支店にも問い合わせしておりますが、地役権設定の箇所に線下3.6メートル以内の、例えば木などがある場合は地権者に連絡し、伐採等の処置を行うなどするそうです。また例えば転用し、住宅等の建築が成された場合でも、同様に事業主と東北電力が協議するとのお話しを聞いております。今お話ししたものについては、あくまで高さの制限であり、その土地の利用については、非農地証明後に所有者がどのような計画を立てるかによると思われれます。

伊藤主事 申請者の方は昨年度中間管理事業を利用しまして、〇〇農地の貸出を行っております。その際に自留地として申請地が残っており、申請者は農業を行うことを考えておらないことから、必然的に耕作放棄地になる可能性が高いと思われます。もし耕作放棄地になった場合は条件などにより、固定資産税が上がる要因になることから、今回申請なされたと考えます。

24番糸井 なし崩し的に耕作放棄地になるから非農地申請をするとの考え方が広まることを危惧します。

檜尾係長 確かに糸井委員のおっしゃる通りですが、所有者が耕作できないなどの理由で耕作放棄地になる前に相談があった場合は、土地の場所的な条件や農地の状況などを考慮して、非農地として証明したほうが良い場合があると思います。ただし無秩序に非農地申請が出たから、非農地にするなどではなく、先にもお話ししましたとおり周辺の農地の状況などを考慮した上で総会などで委員の方々にお諮りし、結論を出したほうがよいのではないかと考えます。

15番倉橋 法務局の地目変更手続きには、金額どのくらいかかるのか。

檜尾係長 依頼する案件にもよると思われます。はっきりとした金額は私にもわからないところがありますが、土地家屋調査士さんに事務手続き等の依頼をする場合、地目変更のみだと3万円くらいなのかなと思われます。詳細な金額につきましては、個々の土地家屋調査士さんとの相談になるかなと思われ、はっきりとした金額は先にお話しした額になるのかなと考えております。先ほどもお話ししましたが、土地家屋調査士さんからの代理申請による非農地申請の場合でも、安易に非農地証明を出すことはありません。その前に委員の方々による現地確認もありますし、正規の手

続きや農地法に沿った形での判断をしなければいけないと考えております。

3番野中 〇〇〇〇番〇〇についても、非農地として認めることになるのか。

檜尾係長 〇〇番〇〇につきましては、農地状況を確認すると耕起が可能な状態であり、こちらについても申請がありましたが事務局としては非農地ができないと判断し、〇〇番〇〇のみを議案としてあげております。また〇〇番〇〇について、写真は草を刈ったりしておりますが、土面を見ますと礫や少し大きな石が入り込んでいる部分もあり、耕作はなかなか難しいかなと思いました。

15番倉橋 東北電力の地役権が設定されているが、非農地への地目変更する場合の東北電力への問い合わせなどはしているのか。

檜尾係長 東北電力秋田支店へ問い合わせしております。結論につきましては、農地以外の地目にしても問題はないそうです。ようは先ほどもお話ししたとおり高さ制限で高架線への影響がないようにするためであり、すでに地役権を設定した段階で金銭の支払いは行っているとのことです。また年に1度くらいと聞きましたが、安全管理上、高架線に影響がないようにパトロールを行っているそうです。

議 長 他にご意見ご質問等ございませんか。

議 長 ご意見ご質問等ございませんか。

『無しの声』あり

議 長 議案第22号現況非農地証明願いに対する可否については、非農地として認めることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議 長 議案第22号現況非農地証明願いに対する可否の決定については、

非農地として決定致します。(10時3分)

議長 次に議案第23号農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。
説明をお願いします。

浅利局長 議案第23号農業委員会の適正な事務実施については、毎年ご審議頂いてるものですが、説明については総会資料により説明をさせていただきます。

《総会資料による平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について内容説明》

《総会資料による平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について内容説明》

議長 説明が終わりました。暫時休憩とします。(10時13分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(10時23分)

議長 議案第23号農業委員会の適正な事務実施について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第23号農業委員会の適正な事務実施について、原案どおり承認することとします。(10時24分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありますか。

5番平岡 《6月定例議会等の日程・質疑内容について》

議長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 《春の強風による被害内容について・秋田県農業共済の始動について》
議長 土地改良区からの報告はありますか。

16番大石 《田沢疎水土地改良連合促進協議会等の総会開催内容について》

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 ありません。

議長 推薦委員の報告について質問等ございませんか。

21番田村 議会推薦委員からの報告にあった角館庁舎建築については、現在のある建物について有効利用をするように検討をお願いしたい。

議長 次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤主事 《平成29年度機構集積協力金の秋田県交付基準について》

樫尾係長 《平成30年度農林関係税制改正に関する要望について提出報告》

浅利局長 《「道の駅」講演会の開催について》

《農業委員と農地利用最適化推進員の募集について》

浅利局長 《今後の日程》

6月15日(木) 産業・建設常任委員会(西木総合開発センター「集会室」10時～)

6月26日(月) 農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

7月7日(金) 第8回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」9時～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成29年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時52分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 9 年 月 日

議 長 _____

署 名 員 3 番 _____

署 名 員 5 番 _____